

令和3年度第10回国立市人権・平和のまちづくり審議会

1. 日時 令和3年(2021年)12月23日(木) 午後4時半～6時半
2. 場所 国立市役所 第1・2会議室
3. 出席者 委員9名
委員 炭谷委員(会長)、古川委員(副会長)、大島委員、押田委員、神田委員、韓委員、
藤沢委員、三井委員、呂委員
事務局 4名(松葉人権・平和担当部長、吉田市長室長、岩元主任、庄司主事)

【事務局】 定刻になりましたので、ただいまから第10回国立市人権・平和のまちづくり審議会のほうを開催したいと思います。

本日ですが、炭谷会長が今、交通渋滞の関係で少し遅れていらっしゃいます。同じく副会長の古川副会長も少し遅れて、間もなくいらっしゃるという連絡を頂いております。炭谷会長から会長、副会長が到着するまでの間は事務局のほうで進行を、ということで依頼を受けておりますので、いらっしゃるまでの間は私どもで進行をさせていただきます。

本日は渡邊委員が欠席です。

まず、新たな委員を本日からお招きしておりますので、ご紹介と委嘱状の交付をさせていただきますと思います。韓東賢さんです。

【韓委員】 初めまして。韓です。

【事務局】 よろしくお願いいいたします。韓さんは日本映画大学准教授、社会学をご専門に教鞭を執られております。とりわけナショナリズムやエスニシティの問題、マイノリティ・マジョリティの関係といった観点から、論考や記事等を発表されております。この審議会の中では、差別や人権侵害といった問題に関して専門的知見をいただきたいということで、委員のほうにご就任をお願いしているところです。

それでは、委嘱状をお渡しさせていただきます。

(委嘱状交付)

【事務局】 ありがとうございます。それでは、韓委員から一言ご挨拶いただければと思います。

【韓委員】 韓と申します。日本映画大学という映画を専門にしている大学で教えています。ただ、私は映画の専門家というわけではなくて、社会学の研究者で専門はエスニシティとかネーションとか、主に在日外国人とか移民といったことをやっているのですけれども、そこから差別とか人権とか、特にマジョリティとマイノリティの関係ですとか、日本における多文化状況について考えています。

私自身が在日外国人だということもあって、こういうお役所の仕事にはそんなに関わったことはなくて、いい経験になるかなと思ってお引き受けすることにしました。私の勤めている大学では、実際にものづくりに関わる学生をふだん教えていて、表現をしていく上でやはり人権といったことはとても大事です。あと美術系の大学等でも教えているのですが、学生たちにこういったことをいかに伝えるかということに、日々心を砕いているつもりですので、そういった点で何か少しでもお役に立てばいいなと思っております。よろしくお願いいいたします。

【事務局】 韓委員、ありがとうございました。では、ここから古川副会長がご到着されましたので、進行のほうをよろしくお願いいいたします。

【古川副会長】 皆様、本日もよろしくお願ひいたします。遅れて申し訳ございませんでした。

まず、注意事項のほうからご説明いたしますけれども、本日も換気のため、途中、休憩を入れる予定であります。それから、事務局から配付資料の確認をお願いいたします。

(資料確認)

【古川副会長】 本日の議題は分野別人権課題の「性的指向・性自認に係る差別について」。前半は性的マイノリティに関する国立市の施策について、事務局・市長室からご説明を頂き、意見交換をさせていただきます。休憩を挟んで後半は国立市LGBTアドバイザーの定禅寺様からご説明を頂き、意見交換をさせていただきます。

まずは、性的マイノリティに関する市の施策について事務局の岩元さんのほうからご説明をお願いいたします。

【事務局】 「性的指向・性自認に係る人権課題」ということで、まず性的指向・性自認の概要のご説明と、具体的な人権課題はどういうものがあるか、それに対して国立市がどのように取り組んでいるかという流れでご説明します。

まず、「性的指向・性自認等の概要」というところですが、性の要素として主に5つの要素に分けられます。1つ目は「身体的性別（生物学的性別）」で、男女別に例えば性染色体でXYとXXに分かれるとか、生殖器の形が違ふとか、そういったことの性別。男女に分かれるので、その男女の中でも性的特徴、例えば毛が薄い、濃い、筋肉が付きやすい、つきにくいというのはそれぞれ多少違ってきます。

その次に「制度的性別」で、これは法律の戸籍上の性別です。日本では出生時に出生届を出すことで、身体的性別の特徴によって男女どちらかに分けられます。後ほど説明しますが、性同一性障害の特例法によって、当事者の方は性別の変更が可能です。日本では男女どちらかですが、海外ではパスポートに第3の性別「X」と記載できる国もあります。

次が「性的指向」で、人の恋愛、性愛がどのような性を対象とするかしないか、というところです。

その次が「性自認」で、自らの性に対する自己認識と定義されています。

その次は「性表現」で、性自認と密接に関係する部分ですが、服装とか言葉遣いとか、男性なら足を開く、女性なら足を閉じるといったしぐさ、ジェンダー規範に関する表現をどのようにしたいか、あるいはしているかということです。

性分化疾患というのは染色体とか性腺が典型的な女性、男性の体の形態に合わない、様々な先天性の病気の総称です。こちらはあくまで総称なので、1つ1つの病名は名前がついていて、いろいろな症状の総称ということです。治療によって女性、男性それぞれの典型的な体の見た目に近づけるということが一般的に行われます。

昔は生まれたときの性別の判定がずさんで、大人になってから自分の性別に違和感を覚えるという方も多かったようですが、最近は生まれたときに正確に判定されて、その後の治療に進みますので、多くの当事者は自分に割り当てられた性別と性自認が一致していると言われています。マンガやフィクションの中で男女両方の生殖器を持っていたり、男女中間の存在、第3の性として描かれることに対して当事者の多くは誤解や偏見だということで困惑しているとも言われます。インターセックスと言われることもあって、LGBTに続いてLGBTIと言われることもありますが「間の性」ということで誤解や偏見につながるため当事者の中にはこの表現を好まない方もいらっしゃいます。多くの当事者はこのように認識されているようですが、当事者の方の一部にはインターセックスであること

を自分のアイデンティティとして大切にしていたり、自分自身を第3の性や男女の中間と認識している方もいると言われています。

性的指向は、あくまでその人の恋愛、性愛の対象がどのような性別を対象とするかという概念でして、その性別によって同性愛、両性愛、異性愛などに分けられます。性的指向と混同されやすい概念として、例えば「ポリアモリー」は合意の上で複数のパートナーと関係を築くスタイルを言います。合意の上でなので、浮気とは違って合意の中で3人以上の関係をパートナーとして築くというところでは、ポリアモリーに関しては、国立市のパートナーシップ制度を作る過程の中で、議会のほうで3者以上の関係に関してどのように整理をするかという質問がございました。パブリックコメントでもポリアモリーに関してパートナーシップで認めたらいいいのではないかという意見も出ています。

ほかには性別以外の要素による相手の好みというところで、例えば何歳まで恋愛対象になるのか、国籍が同じほうがいいのか、そういったことはあくまで好みの問題として捉えられて、性的指向とは関係のないものです。性的指向の議論の中で、同性愛を認めるのであれば児童性愛を認めたり、近親間の愛を認めたり、動物への愛を認めるべきなのではないかという意見もありますが、あくまで性的指向の概念としては相手の性別というところに重点を置いているということです。

「性自認」ですが、性同一性とも言われます。この中で「トランスジェンダー」という人、こちらは自分自身に生まれたときに割り当てられた性別と自分の認識の性別の中に違和感がある人と定義されています。割り当てられた性別が女性、性自認が男性である場合をF t M、トランス男性と言ったり、逆の方をM t F、トランス女性と言ったりします。

トランスジェンダーの一部の分類として「Xジェンダー」という言葉がありまして、海外では「ノンバイナリー」と言われることが多いようです。自分自身の性別に違和感はあるけれども、かといって割り当てられた性別と逆の性別の自認をしているわけではなくて、どちらでもないというような認識をされるとか、どちらかに当てはまらないという方。割り当てられた性別によってF t X、M t Xと言われます。もともとはXジェンダーという言葉が日本では広まっていたようですが、今年、歌手の宇多田ヒカルさんがノンバイナリーであるということを公表したこともあって、近年ではノンバイナリーという言葉も日本で広がっているようです。

その次が「シスジェンダー」で、これはトランスジェンダーでない人。一般的に多くいる人、典型的な性自認を持つ人のことです。

その次、「性別違和」は、昔は性同一性障害と言われていたのですが、性同一性障害という言葉のニュアンスを修正するような形で近年では性別違和とされていて、医療を必要とする場合の診断名とされています。性別違和と診断されることによってホルモン治療であったり、自分の性自認に体を近づける性別適合手術に進んでいきます。この性別適合手術は非常に費用もかかりますので、経済的な負担や、肉体的・精神的な負担が多くて、それを望んでいても手術ができないという方や、自分自身の生まれたときの体を大切にすることということで、トランスジェンダーの方であっても手術を望まないという方もいます。

その次、「性同一性障害特例法」というところで、こちらは2003年に成立、2004年に施行されたもので、一定の要件を満たすことによって当事者の方が性別を変更することができるというものです。2001年から2002年に3年B組金八先生で性同一性障害の生徒が上げられたその後から日本でも大きく議論が進んで、国際的にも割と早い段階でこの法律自体はできています。

その中で、「生殖腺喪失要件」、つまり卵巣と精巣を無くして、子どもを作れない状態にしないと性

別変更ができないとか、性自認と合う性器の形にしなければならないとか、こういったことに対しては肉体的な負担が多いので、改正してほしいという声も出ています。

トランスジェンダーの方に関しては、いろいろな状態の方がいらっしゃるの、例えばもう既に自認する性とほぼ同じ体の状態になっている方もいれば、そうなりたいと望んでいるけれども様々な事情によって、生まれたときに割り当てられた性別のまま暮らしているという方もいれば、その途中にあるという方もいらっしゃいます。その性表現についても、必ずしも自認する性と同じ性表現をしているとは限らずに、例えばトランスジェンダーであることを周りにばれたくないということで割り当てられた性別と同じような性表現として振る舞ったりすることもあります。性自認、性表現、性的指向というのは基本的には別概念として捉えられますが、当事者の中でも揺れることがあるようで、例えばもともとは同性愛者だと思っていたけれども、トランスジェンダーの方との関わりの中で自分は同性愛者ではなくてトランスジェンダーなのではないかと気づくということもあるようです。

性自認に関する訴訟でいうと、性同一性障害の特例法に基づいて性別を変更した人の入会を拒否したゴルフクラブがありました。更衣室等と一緒に使ったりというところでほかの方が嫌がるということで性別を変更した方を拒否したクラブに対しては、当事者のほうが勝訴をしています。一方で、性別変更自体はしていなくて、性同一性障害、性別違和だという診断を受けた経産省の職員に関して、周りの女性職員と同じトイレを使うのではなくて別のトイレを使うようにといったような経産省側の指示、こちらは違法ではない、つまり当事者側が敗訴して現在最高裁で争われているという事例があります。

こうした性的指向、性自認に関するマイノリティのことを一般的には「セクシュアル・マイノリティ」と呼びまして、ここにはインターセックスも含むということもあります。このセクシュアル・マイノリティの割合ですが、一般的には3%から10%と言われていて、3倍近くの開きがあります。この3倍近くの開きの原因としては、例えば実家に郵送でそういった調査が送られてきたときに、匿名だとはいえ家族の目が気になって正直に答えられないといった可能性だったり、あるいはネットの調査だと、関心のある当事者の方が回答しやすくなるといった統計上の違いが出てくるのではないかとされています。

セクシュアル・マイノリティに対してマジョリティ、一般的に「普通の人」と言うことが多いと思うのですが、こちらにも名前があって、トランスジェンダーの逆の「シスジェンダー」であって、「異性愛者」という名前がついているということです。

その次の「人権課題」というところで、具体的にどういったことで当事者が困っているのか。ほかのマイノリティの人権課題と似ている部分もあれば、特徴的な部分もあると思います。特徴的な部分としては、当事者に対するそれ以外の方からの生理的な嫌悪があるというところ。

あとは外から見て見えにくい場合が多いというところ。この見えにくいというのは、例えば車椅子を使っている方が、車椅子が必要なしょうがいしゃの方だと分かるのに対して、同性愛者であったり、トランスジェンダーであっても体の状態が自認する性別に近づいているのか、あるいはその逆であるのか、それによっても見えにくい、あるいは意図的に見えないようにするということがあります。

次に周囲に頼りにくいというところで、当事者によっては家族にも友人にも自分の性自認、性的指向を明らかにしていないという場合も多いので、何か困りごとがあったとしても身近な人に相談できません。

次に、日常会話の端々に出てくるというところで、性的指向、性自認の話題が直接日常会話に出て

いることは少ないのですが、例えば子どもがいるのかといった会話であったり、休日は何をしているのかといった会話であっても、自分の性自認、性的指向と何らかの形で関わってきてしまうということがあったり、関わってきてしまうのではないかという懸念があるので、常に日常生活で緊張感を持つ必要があります。

1つ目の「嫌悪感」というところで、明治期には同性愛は変質狂の1つである色情感覚異常、変態または病気だと言われて、あとは性に奔放なイメージであったり、ジェンダー規範を侵害する存在、笑いものになる存在と長らく捉えられてきています。

次、身近な人が同性愛者であったら嫌か、あるいは性別を変えた人であったら嫌かという調査です。こちらでは2015年と2019年の調査で、どの項目も減ってはいますが、「嫌だ」あるいは「どちらかといえば嫌だ」と答えた方の割合が多くて、特に自分と関係の深い子ども、きょうだい、同僚の順に高くなっています。単純な生理的嫌悪のほか、自分の子どもがそうだったら困るという困惑の要素もあると言われています。こちらの調査で、女性より男性、年代が高いほど嫌悪の割合が高く出ています。

市が2019年に職員に対して行ったアンケート調査でも、「多様性を排除してはならないが、特定の人の好き嫌いの自由は認めるべき」といった意見や、2019年に実施した市民への意識調査でも、「LGBTは、問題は判るがまだ正直偏見である。気持ち悪い」といった意見も出ています。

最近の話題として、2021年にいわゆるLGBT法案、差別禁止・理解増進の法案が提出見送りになったということがございました。こちらの議論の中でも、「行き過ぎた運動や訴訟につながるのではないか」といったことや「生物学上、種の保存に背く」、「体は男だけど自分は女だから女子トイレに入れろとか、ばかげたことが起きている」といった意見も出ています。最後のトイレの問題から派生してトランスジェンダーに対して、女風呂に男の体をした人が入ってくるのではないかとといったバッシングにつながっているという現状があります。

その次、具体的な困難事例です。職場でどんなことに困っているかということの調査です。同性愛者・両性愛者とトランスジェンダーということで分けて聞いています。プライベートの話をしづらいことや、異性愛者として振る舞わなければならない、あるいは自認する性別と異なる性別で振る舞わなければならないことというのが多く出ていて、この部分でも常に日常生活の中でばれないように緊張感を持ちながら生活をするということの課題が出ているかと思います。

一方で「困っていることはない」と回答した当事者も割合として多くて、こちらに関しては、例えば職場を選択する上で働きやすい職場を選ぶので、なるべくそういった困難がない職場を選ぶとか、あるいは服装規定でいうと、男女別の服装規定になっていないところであるとか、そういったことで困らないようにしている。あるいは会社の福利厚生の部分で改善されている部分もあるかと思います。こういった困難事例がある一方で、困難事例を強調することによる過度な心配だったり、腫れもの扱いをされるのが困るといった困惑の声も出ています。

その次、「高い希死念慮」というところで、例えば自殺未遂の割合でいうと、シスジェンダー・異性愛者に比べて同性愛者・両性愛者は6倍、トランスジェンダーは10倍で自殺リスクの高い層としても位置づけられています。

その次、「カミングアウト」についてです。カミングアウトというのは、自身がセクシュアル・マイノリティであることを打ち明けることです。自分の職場で誰か1人にでも自身が性的マイノリティであることを伝えているかという調査。こちらでも同性愛者・両性愛者、トランスジェンダーで分けて

いますけど、ほとんどの当事者が伝えていない。「伝えている」は1割程度となっております。性的マイノリティであることを伝えていない理由という調査では、性的マイノリティであることは仕事上関係ないから、あるいはそのことを言うことによって職場の人と接しづらくなると思うから、といった回答が多くなっています。

「カミングアウトの強要」というところで、例えばトランスジェンダーの方が自認する性別の性表現、服装で勤務したいという場合に、周りの社員が困惑するから、周りの社員に自身がトランスジェンダーであるということを説明しろと要求されたという事例もあります。逆に「カミングアウトの禁止」というところで、直近の事例ですが、尼崎市の職員が市民への対応の最中にやむを得ずカミングアウトした。自身が性的マイノリティであることをカミングアウトしたその職員に対して、幹部職員が「そういうプライベートなことは言うてはいけない」と言った事例もあったようです。

その次、「アウティング」に関して。アウティングというのは本人の意思に反して性的指向、性自認を他人に暴露することと言われていて、この性的指向、性自認には直接文言上は入らないですけども、トランスジェンダーの当事者にとっては戸籍上の性別を暴露されることも同じようにアウティングの1つになります。性的指向、性自認を知っている間柄であっても、例えば本名、職場などをお互いに知らない状態であれば、本名、職場を相手にばらすということも個人情報と性的指向等が結びつくという部分で危険があります。

アウティングに関して国立市内で起きた重大な事件として、一橋大学アウティング事件というのがございます。男子学生Aが同じゼミの男子学生Bに「好きだ」という告白をしました。そのBが自分自身で抱え切れなくなって、Aが同性愛者だということをAとBとかほかの同級生が一緒に入っているLINEのグループトークの中で暴露しました。Aは担当教員だとか大学のハラスメント相談室に相談しましたが、納得ができず、最終的には校舎から転落死したという事件です。こちらの事件ではAの遺族とBの間では和解が成立、Aの遺族と大学側では大学側の勝訴となっています。ただ、この裁判の中では大学側が勝訴はしていますが、アウティングは許されない行為だというような言及もあり、アウティングに関して違法性を認めた初めての裁判例と言われています。

このアウティング事件についてですが、この男子学生Aの家族も、Aが当事者であることを知らず、遺品整理する中でPCに記録文書があつて分かったとか、AをBではないほかの学生が「同性愛者ではないか」とからかう発言があつたりといった事情、背景もございます。

最後が国立市で性的指向、性自認に関してどのような取組をしているのかというところです。2003年に一部の書類の性別表記を廃止しています。この2003年というのは性同一性障害の特例法が成立した年で、全国的にもかなり早い段階で表記廃止しています。以降、1つ1つの書類を確認して、見直しを継続しているところです。

次に出てくるのが2015年の2月、LGBT職員研修。LGBT、性的指向、性自認についてもっと職員自身が知らなければならないというところで実施を始めて、翌年からその受講者であることが分かるバッジも作成しています。ただ、この2003年から2015年までには、ほとんど市の取組としては行われていない状態にして、公民館でセクシュアル・マイノリティに関する講座が開かれたりはしていますが、この間はブランク期間となっています。

その次に出てくる2018年の条例。性的指向、性自認に関して差別をしてはいけないという禁止規定が入ったり、カミングアウトの権利として、カミングアウトの強要や禁止を両方とも禁止し、アウティングをしてはならないという禁止規定を入れた全国初めての条例です。この年の5月にこの条

例の内容を周知するという目的で、東京レインボープライドに出展しています。こちら渋谷区に続いて自治体としては2番目で、翌年も出ています。この東京レインボープライドというのはセクシュアル・マイノリティの祭典のようなもので、毎年代々木公園で開かれていて、代々木公園から渋谷駅の辺りまでパレードをするというのが恒例なのですが、2019年のときは約20万人の参加者になっています。

その後で、この条例の発信拠点ということで、くにたち男女平等参画ステーション、通称パラソルというものを作っています。ここではSOGI相談、つまり性的指向、性自認に関する当事者の相談、あるいはカミングアウトをされて困惑している家族、周りの人からの相談を受け付けるとか、あとは当事者の交流の場であるSOGIカフェなどを実施しています。2019年からは市内の小中学校で多様な性に関する授業を実施していき、今年3月、この性的指向、性自認に関する市職員向けのガイドラインというものを作成しています。そして、今年4月、パートナーシップ制度を開始したという流れです。

パートナーシップ制度に関しては、もともと渋谷区、世田谷区で2015年にスタートしたものが最初ですが、現在140自治体以上が導入していて、法的効力はないのですが、当事者にとって社会的承認につながるといったことや、同性愛者、あるいはセクシュアル・マイノリティが存在するのだという社会への可視化につながるといった効果があります。企業でも保険会社がパートナーを保険の給付の対象にするとか、携帯会社が家族割を適用するとか、そういった部分につながる、あるいは、市民のほうでも当事者に対する意識が変わるといった、そういった相乗効果が生まれています。市の職員の休暇、扶養手当、退職手当についても同じように見直しをしていて、退職手当というのは市職員本人が死亡したときに遺族に払う、そこにパートナーを加えました。こちらは全国初で、民間企業としてもあまり事例がないようです。

今後の「実施予定」というところですが、「医療機関研修・フレンドリーマップ作成」というところで、トランスジェンダーの方から、健康診断を受けたり、あるいは病院で本名を名字だけではなくて下の名前まで呼ばれることによって不安感、受診の際に悩む、受診したいのだけれども、医療機関だったり担当の先生が性自認に関する知識があるのか、理解があるのかというのが不安でなかなか受けることができないといった意見がアンケートから明らかになりました。それに対して「にじいろドクターズ」という医療者の団体、当事者支援の団体に依頼をして研修を行って、受講した医療機関をマップ化しようという取組も開始予定です。

来年度開始予定の事業としては、若年層の当事者向けの居場所事業というところで、これまでもSOGIカフェ、当事者とか支援者向けの交流事業自体はやっていたのですが、それを特に孤立して支援が必要な若年層の当事者に限定した居場所を作ろうというのを来年度計画しています。こちらは多摩地域の複数の自治体で連携して実施する予定でして、国立市だけ単独でやっていると、中学校何校かしかない中で1つのところに集まってしまうと、クラスメイトと鉢合わせるといった、そういったリスクの懸念もあるので、そういった身ばれ、自分自身がばれてしまうことのリスクを軽減するといったことや、複数市が共同で開催することによるノウハウの共有などを期待しています。

この若年層向けの居場所事業というのは民間でももともと実施がされているものですが、この居場所に参加するというのが、当事者が周りの学校とか保護者とかに言うと、怪しいところに行っているのではないかと、そういった声が出ているようでして、そういう部分を行政が主体となってしっかり保護者、学校に説明をすることによって安心感を与えよう、あるいは行政というのは学校

とも連携しやすい存在ですので、学校と連携して多様な性の授業と絡めてもっとフォローしていこうという効果もございます。

最後に「検討中」のことなのですが、市の職員の服装の男女別ルール、スーツ、ネクタイを男性がしなければいけない、髪の色、アクセサリは女性に比べて男性のほうが縛りが強い、そういったこと。こちら明確なルールは今ないのですが、クールビズ期間はノーネクタイでいいという通知がありまして、つまり裏を返せばクールビズ期間以外はネクタイ着用義務とも読めますので、先ほどの困難事例のところに出てきましたが、トランスジェンダーの方などにとっては服装の規定が男女別であるというところは、就労とか社会参画への障壁となっているのではないかとというところで、意味のない規定であればそこは見直したほうがいいのではないかとという検討をしています。

以上で説明を終わります。

【古川副会長】 ありがとうございます。今日は後半も同じテーマで進めますので、休憩後、定禅寺様のほうからご説明を頂いて、また意見交換の場としたいと思います。

【事務局】 1点、補足させていただいてもよろしいでしょうか。国立市の取組の一連の話をさせていただきましたが、それぞれこういった取組には当事者の方の意見、声が必ずあるということをまず皆様、ご理解いただければと思っています。LGBTの研修のバッジを作成したり、または女性と男性の条例の中で特徴的なカミングアウトの件やアウティングの禁止規定、これも当事者の方の声があってこの項目が入れられたというところがあります。

また国立市では、この後お話を頂きますけれども、LGBTアドバイザーという形でしっかり市の政策にアドバイザーとして意見を入れていただく中で、政策を組んでいくという考え方になっています。例えばガイドラインを作成したり、または今回のパートナーシップ制度も、必ずそのアドバイザーや当事者の方のお話を聞きながら、その政策を作り上げてきたというところだけ、1点補足をさせていただきます。以上です。

【古川副会長】 この最初の場合分けみたいなところを聞くだけでも、ずっと頭に入らないところはあるかと思うので、また少し頭を整理しながら後半の話も聞いていただいて、皆様から意見を伺いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

そうしましたら、一旦ここで休憩を入れさせていただきます。

(休憩)

【炭谷会長】 それでは、再開したいと思います。車の事情の関係で大変遅れまして、申し訳ございませんでした。

それでは、後半のほうを再開したいと思います。国立市のLGBTアドバイザーの定禅寺かるまさんからお話を頂きたいと思います。お願いします。

【定禅寺氏】 今ご紹介にあずかりました、定禅寺かるまです。私は2019年から国立市LGBTアドバイザーという肩書を頂きまして、国立の施策に関わらせていただいております。実は先ほどの前半の資料に出てきました2016年受講者バッジ作成というところから、当時はまだ肩書がなくて当事者市民という形で関わらせていただいております。今年で丸6年、国立の施策に関わらせていただいております。

受講者バッジを作成した経緯なのですが、渋谷区で今現在あるか分からないのですが、LGBTかセクシュアル・マイノリティに関する専用の窓口があったのですね。それを国立でもやろうということがあったのですが、私はそれをちょっと止めていただきたいと言って、受講者バッジに変わりました。

た。そのLGBT窓口、セクシュアル・マイノリティ窓口を作ってしまうと、要はそこを訪れる人はみんな当事者だとばれてしまうわけですよ。なので、それもアウティングというか、実は渋谷の窓口ができたときにとっても行きづらい、非常に使いづらいという意見を当事者の仲間及びSNS等で散見しておりました。できれば研修を受けた方がそれぞれの窓口でLGBTレインボーのバッジをつけてくだされば、この方は理解があるのだということで、その人なら話せると思うというお話をして、LGBTの受講者バッジができました。そういう経緯があります。

2018年の「国立市女性と男性及び多様な性の平等参画を推進する条例」施行に関して、カミングアウトの権利、アウティングの禁止ということも私の意見が反映された部分が非常に強くて、ご意見をくださいということで素案を見せていただいたときに、その最初の素案がカミングアウト前提の話の条例文だったのですね。今は全く内容が違うものになっているのですが、当時はその素案の段階ではカミングアウト前提のものになっておりました。なので、まずカミングアウトするかしないかはその当事者の自由であるべきと思いました。要はそれがカミングアウト前提ということは、カミングアウトを強要することにつながるのではないかとも思いました。やはり一橋の件があったので、ぜひアウティングに関しては厳しく、できればその文言を入れていただきたいということで、アウティングの禁止を盛り込むようお願いをいたしまして、それが実現され、その条例になったわけです。

そして、2021年3月に「多様な性を尊重するまちづくりのための職場におけるガイドライン」を作成させていただきました。そのときも、最初は当時の市長室の職員の方からそういうガイドラインを作るのはどうでしょうかというお話があり、さっきの資料の割合にもあるとおり、この国立市役所庁内にも必ず当事者はいらっしゃるのですよ。カミングアウトしている、していないは置いておいて。確実に潜在的にいると思ったので、市民だけがハッピーになるのではなく、国立市で働いている職員の方にもできればハッピーになっていただきたいと思い、このガイドラインを作成しました。そして、そのガイドラインにおけるものは、基本的にベースがあまりセクシュアル・マイノリティに関する知識もない方なので、ちょっと専門的というわけではないのですが、説明が結構たくさんあると思います。ガイドラインの最後のほうに私の思いというのを書かせていただいて、「国立市に望むこと」みたいな感じで、それが私の思いです。

私は性的指向、性自認はXジェンダーとなります。身体的なものは女性ですが、性別違和を持っています。ただ、女性か男性どっちかに振り分けるとしたらと言われると、どちらとも振り分けられないというのが私です。性表現のところにすると、男性寄りなのかなというところではあります。

自分がセクシュアル・マイノリティであると、一般的な当事者は、幼稚園とか小学校低学年から気づく方がいらっしゃるのですが、私はちょっと遅くて中学生くらい、中学校2年とか3年とかそこら辺で気づいたのですね。違和感等はあったのですが、まだ幼いので、モヤモヤした気持ちはずっとあるのだけれども、表現する言語を持たなかったのも、それがやっとなくなるにつれて、ああ、こういうことだったのだというのが分かり、そこで自覚したというところですよ。

金八先生で性同一性障害のときが物すごくドンピシャだったのですね。上戸彩さんが演じたトランスジェンダーの生徒がとっても。実はそのモデルの方が虎井まさ衛さんという実際にいるトランスジェンダーの当事者の方のお話を基にお話を書かれているのですが、その話で私も、あ、こういうことなのだと思ってすごく衝撃を受けましたし、結構向き合うときはしんどかったです。やはり自分はセクシュアル・マイノリティだなと分かったときに、子どもが産めないであったり、親に

どう言おうとか、孫の顔を見せられないとか、結婚できないとかいろいろ、そういうのは思いました。

2021年4月、国立のパートナーシップ制度が始まりました。それに際して、国立のパートナーシップ制度を作ってくださいという陳情を出したのも私です。今年でちょうど10年目になるパートナーとお付き合いしているのですが、そのパートナーと一緒に第1号として国立パートナーシップ制度を取らせていただきました。

今までのお話の中で語弊があったかもしれないのですが、これは私の経験だったり、思うことということで、当事者みんなの総意ではないということも改めてそこはご理解していただければと思います。私は常に関わってきた中で、決して自分の権利を求めたいからこうやって国立市と6年間関わってきたわけではなくて、私自身がすごく10代の頃、20代の頃、現在もいろいろ悩みが当事者としてあります。当事者が悩んでいく中で、やはり自死を選ぶ方というのは結構多くいらっしゃいます。それだけ私たちというのはとても不安定で危うい。確かに目に見えた可視化された状況で分からないですし、なかなか声を出さなければ存在は確かに認識されないかもしれないのですが、言いたいけど言えない。表に出たいけれども、身ばれをして職を失うのが怖い。社会的地位を失うのが怖いというので、なかなかセクシュアル・マイノリティが表に出てくるというのは難しい現状があります。それだけ社会的に不利益を被ってしまう、それは差別によってでもですけれども、それによって社会的不利益をととても被りやすい存在であるということをご理解いただけたらなと思います。

当事者の中でも世のメディアの中で出ている当事者と、クローゼットと言われる一部のカミングアウトできない、異性愛者のように振る舞って生活をしている当事者。私も私生活では一応クローゼットです。絶対会社ではカミングアウトしませんし、過去に一度職場でカミングアウトしたところ、不当解雇にあったことがトラウマになっているので、カミングアウトはなかなか職場の人にはできません。普通の状態で友達になった方には普通にカミングアウトできるのですが、やはり職場から知り合った人、職場で仲よくなった方には、カミングアウトはととてもとても勇気が要ることでもあります。

簡単にいうと、光と影と私は表現したいのですが、ちょっと語弊があったらすみません。要はメディアで働いている方は光の存在で、氷山の話でいうと、海の上に出ているのはメディアに出ている方々。それはいい、悪いとかは置いておいてです。クローゼットの人たちはその海の下にいる人と思っております。やはりその表に出られるか、出られないかで当事者の中でも結構差があったりします。

国立市と関わって活動をしていく間に、マイノリティの中にマイノリティを作たくないという思いがあったので、そのガイドラインにも書かせていただいたのですが、人権擁護の蚊帳の外を作らないとか。私自体がいつも、例えばパートナーと結婚したいと思ってもできない現状があったりとか、憲法でいろいろ保障されているはずなのに、その人権が認められないというのは、人権擁護の蚊帳の外に私はいるなど常日頃から思っていたり、なるべくマイノリティの中にマイノリティを作らないように、ということで活動をさせていただいております。それが万人受けするものだとももちろん思っていないのですが、ただ作るからにはセクシュアル・マイノリティの中でも誰1人余すことなくその権利や制度が必要と思う方には必ず行き届くように、という思いで活動をさせていただいております。

以上、私の思いというか。あとご質問いただいて、いろいろお話しさせていただければなと思いますので、よろしくお願いいたします。

【炭谷会長】 どうもありがとうございます。大変分かりやすく、当事者としてのいろいろなことを吐露していただいたのではないかなと思います。

私自身はこの問題について本格的に勉強し始めたのは5年前ぐらいです。今日、国立市の取組を説明いただいたのですが、私自身いろいろな地方自治体、たくさん関係していますけれども、やはり国立市が制度的にはトップのほうに行っていると今日理解しました。そこで定禅寺さんの目から見て、制度ができたことによって、変化というのは感じていらっしゃるか。多分ほかの市とか区に行けば、全くこのようなところはないのではないかなと思うのですが、その辺りの状況ですね。制度を作ったことよっての改善された点を教えていただければと思います。

【定禅寺氏】 ありがとうございます。そうですね。解消されたことというのは、どちらかというと精神的に軽くなったというか、しんどいな、生きづらいなと思っていたことがこうやって条例やガイドラインやパートナーシップに反映、声を上げたから議員の方々だったり市の職員の方にご尽力いただいて今日に至ったというのは重々思っているのですけれども。ただ、やはり声を上げたからこそ、ここまで国立は先進的な取組ができたのかなとは思っています。

パートナーシップ制度ができたときに携帯用のカードを配布されるのですよ。その配布されたカードがお財布に入っている。パートナーの緊急連絡先とかが書いてあったり、要は緊急事態のときに意識がなくなった状態のときに面会をさせてくださいとか、そういうことが書いてあるのですね。このお財布の中のカードを誰かが読んでくれば、多分パートナーのところに連絡が行くのだという安心感。このカードがなければ、私がもし不慮の事故に遭ったり病気で倒れてしまったとか何かあった場合に、パートナーに連絡が行かないのですね。そしてまた、確かに制度的に法的効力は何もありません。ただ、私とパートナーは家族なのだと行政から認めてもらえたというのはすごく大きいです。

そして、結局条例文だったりガイドラインだったりというのは、過去の自分が嫌な思いをした経験をすごく反映させていただいているのですね。私は外見が男っぽいので、お化粧もちょっとできないのですね。なので、「女なのだから化粧しろ」と言われたりとかも普通にしましたし、「なんでスカート履かないの」とか、「男っぽい」とか言われたりして。ただ、私からすればそれは性別違和を持っているからできないことなのけれども、それを説明するときに、いつも私は「なんで化粧できないの。女なのだからしなよ」とか、接客業をしていたときは特に言われたのですよ。なので、そのときは「すみません、顔が化粧品で荒れやすくて」とか理由をつけてごまかして働いていました。またボーイッシュだから、「え、レズなの」と言われたことはありました。外見的に男っぽいから「そっち系なの」みたいな感じで問われたこともありました。そういうカミングアウトの強要みたいなものもあったりして、距離が近くなっていくとどんどん話すので。

国立市においては、とても精神的にはしんどくなくなったなという思いはあります。そして、その人権擁護の蚊帳の外にいたという感覚はどんどん関わっていく6年の間に少なくなっていました。これだけ認めてもらえるということは、私はすごくありがたいし、この活動を通して私自身がエンパワーメントされたなという思いがすごくあります。

【炭谷会長】 どうもありがとうございました。それでは、ご質問していただければと思います。

【押田委員】 定禅寺さんとは、国立市の人権平和の基本条例を作る際にも、マイノリティの立場から一緒にいろいろ市に意見を上げていただいたという意味では、とてもお世話になっています。前段の市からの説明も含めて、国立市ではかなりほかの自治体よりも進んでいる部分はあるだろうと思うのですが、まだまだ足りないところはいっぱいあるのではないかと。普通のいわゆるマイノリティではない人たちの感覚というのは、しっかり社会的な意識としても残っている。その状況の中で、本当に普通に生活ができるような、どんな人でも違和感を持たずに当たり前のように生活するためには、

やはりいろいろな制度とか、様々な仕組みだとか、例えばトイレだとか、そういうのも全部含めて取り組んでいかないといけないことが課題としてはいっぱいあるだろうと。そのことを私たちもこの審議会の委員として気づいて、実現できるような取組が私たちに問われているだろうと思うので、具体的に問題があるということを教えていただけるとありがたいと思います。

【炭谷会長】 定禅寺さん、いかがですか。何か現在まだ足りない点、足りない点たくさんあるのではないかと思います。

【定禅寺氏】 足りないところは確かにご指摘のとおりたくさんあります。やはりこういう人権の問題というのは天井がないといえますか、足りることというのはないのですね。コップで水が半分あって、「半分もある」と言うか、「半分しかない」となるか、みたいな話のようにも思えていたりもしています。ただ、それぞれの何を課題とするかはその当事者の置かれている生活やその方の人生、ヒストリーとかによって結構ばらつきがあって。ましてや最近はコロナ禍なので、複雑化しているとは思いますが。

ただ、若年層もやはり支援の対象としてはしたほうが良いなとは思いますが、実はクローゼットとして生きてきたセクシュアル・マイノリティの方々がもうすぐ介護される年代に入っていくのです。30年とか40年前、当事者運動をしてきた方々がいらっしやいます。あまりその当時メディアでは扱われることがなかったので、資料はほとんどないのですけれども。ただ活動してきて、プラカードを持って、それこそ渋谷のレインボープライドの前身となるようなパレードをしてきた方々がいらっしやいます。それを主催していた方々はもう60を過ぎて65、後期高齢者になろうかなというところになります。そうすると、やはり当事者の介護問題であったりとかがあり、マジョリティの中に介護を受ける側としてマイノリティが入ると、差別の目にさらされてしまうということを多く聞いたりしています。どの年代でも私たちセクシュアル・マイノリティというのは孤立してしまいがちですし、なかなかコミュニティに属するのが苦手な方だったり、身ばれが怖いので、そういう場に進んで行けないという方々もいます。なので、どの年代であっても孤立させないという仕組ができればいいかなとは。それがどういった形で、というのは具体的には分からないのですけれども、ただ全ての年代のセクシュアル・マイノリティの方々を余すことなく何か支援できるものがあつたらいいなとは考えております。

【炭谷会長】 ありがとうございます。それでは、どなたかございませんか。

【事務局】 今、押田委員からトイレの話がありましたが、この市役所、築年数も相当経っております。この市役所自体が市民の皆さん様々な方が利用される中で、使いづらい点、目的地までたどり着きたくても行けないという物理的な課題というのが多々ありまして、様々な市民の方やマイノリティの方々にご意見を伺って課題を整理して、全庁的に検討をしているところになります。当然ながら費用もかかってくるので、どういったところからやれるのかを検討していくと。その中に当然トイレという問題についても入ってきています。以上です。

【炭谷会長】 国立ではこういう制度を作ってある程度前進しているとは思いますが、なかなか全国的にはまだまだですね。ようやく端緒についたかつかないかというところではないかなと思いますので、さらに国立市にこういう問題の先頭を走るような形でやっていけたらなと思っております。

【藤沢委員】 アウティングというところとカミングアウトの難しさみたいなもの。かなり深刻な問題だと感じました。私は昔、もう40、50年前ですが、被差別部落出身の青年から相談を受けたことがあるのです。いつの間にかその人間がいなくなりまして、旅芸座に入って女形をやっていたと。

空白期間が十数年あったのですが、帰ってきて初めて、今日話題に上がったような状況だったというのがわかりました。当時そのことに関しては相談を受けていない。そっちのほうで本人としてはある意味では重たかったというか、困難だったかもしれないと思いました。それ以外は特に経験もないし話も大して聞いていないわけなのですけど。この審議会に出された諮問の中で、「相談機関、救済機関をどうするか」という項目があるのです。それは、相談ということは相当難しいところで皆さんいろいろどうされているかなと。相談機関というものを何らかの形で、公的機関になるのか、民間になるのか、いろいろあると思うけど、その辺のところをどんなふうにお考えか。またどういう問題があるかというところを、もう少しお伺いしたいと思います。

【定禅寺氏】 相談ということですと、まず私自身の身の上の経験則でしか話ができないので、皆さん当事者に当てはまるか分からないのですが、私はとにかく、何かモヤモヤする、何かが違う、ただその何が違うかが表現できなかった。それはもちろん幼かったからというものなのですが。最初の不安というか悩みというのがものすごく漠然としたものなのです。ただ何か私はみんなと違うみたいというところから最初、入口で入るのです。だんだんだんだん何か違うな、何か違うなと思っていて、まず学校生活の集団から例えば距離を置いてみたりとか、これはよくないものなのだと思う、例えば異性愛者の方を装ってみたりとかするのですが、想像しても何も想像できないのです。なので、なかなか困ったりとかして。

具体的にものを語れるまではすごく時間がかかります。それは知識としても、自分の肌感としても、ちゃんと言語にまで表現できるか、落とし込めるまでがすごく時間がかかるのです。なので、できればセクシュア・マイノリティに関する相談機関というところであると、基本相談というのは相談者も相談される側も、ある程度問題点が分かっていたり、多少言語化できたり、表現ができるから相談しに行けるのですよね。ただ、まだ何だか分からないけどみんなと違うみたいという漠然とした状態だと、具体的に話せないで、多分相談に行くことはないと思います。私もそうでした。ただ何か違うなぐらいな感じなので。できれば、予備段階でそういうコミュニティスペースだったり、というのがもう1段階あって、その後とか、学べる空間だったりとか、ワークショップとか何でもいいのですが、とにかく開けた場みたいなものがあって、そういうところからまずスタートして。その後は他者との関わりによって自己を知るというか、自分1人で戦っているうちは言葉にも何もできないと思うのです。それはいろいろな悩みを抱えている方々はみんなそうだと思うのです。そこを他者と関わることによって、私ももともと不登校だったのですけれども、不登校の人はフリースクールとかそういう感じで、そういう場所があってそこで関わっていった。でもそうすると、セクシュアル・マイノリティという題材の場合は身バレすることとか、アウティングとかそういう配慮が必要になってはくるのですが、コミュニティスペースのようなものがあって、そこで他者と関わっていった、ああ、自分はこういうことだったのだと納得が、自分の中で自己消化ができて、そこで初めて言語化できて、悩みが具体的に見えてきて、初めて相談するとなると思うので。1つ相談と言っても、多分前段のどこか何かがあったほうがよりよいのかな。それは特に10代の場合。

大人が相談する場合も、逆に大人は具体的に分かり過ぎているので、自分の保身に走ってしまうのです。社会的地位とか物すごく気になるわけです。ましてや40代、50代の当事者というのは基本クローゼットであることがよしとされていたというのが共通認識であったようなのです。あえて表立って言わないみたいなのがあったので、言語化して口に出して言うことというのが逆にすごく耐えがたいようです。差別にさらされてしまうというのがもう刷り込まれているので、そこでそうで

はないのだよというところの働きかけもよりできたらいいのかなとは思います。

【炭谷会長】 ありがとうございます。それでは、韓委員。

【韓委員】 質問というよりも感想になりますが、なるほどなと思ったのは、アドバイザーとして行政と関わることでエンパワーメントできたということで、とても大事なお話だなと思いました。行政と関わることによって救われる人が具体的にいるというのはすごく大事なことで、やれることがいろいろあるのではないかなと、思わせていただきました。

もう1つご指摘の中で、ああ、そうかと思ったのは、若年層も大事だけど高齢層も大事だとおっしゃっていたお話です。さっきのアンケートの中でも高齢者層のほうが見えが強いではないですか。やはり高齢になって例えば介護施設のようなところに入るといったときに、すごく大変だろうなと想像がつくわけですね。例えば私の両親ももう亡くなったのですが、最終的に介護施設みたいなところに入って、高齢になったせいもありますが、それまで社会的にうまくやっていたことができなくなって、割とつらかったみたいなのです。周りが日本人ばかりのなか、理解をしてもらえないのではないかと、という不安が大きくて。その辺とかは、多分これからすごく大事になってくるのだらうなと思います。40代、50代はクローゼットが普通だとおっしゃっていましたが、そういう人たちが介護される側になったときのケアというのはもう恐らく課題になってきているはず。実施予定の中に医療機関のことというのは挙げられていますよね。ただ、そこでそういうことが前提とされているのかというのはちょっと分からない。若い方が病院に行くということを恐らく想定していると思うので、その辺を意識的にしていくことが求められる。特に介護となると、もっと生活と関わるし、そこで暮らすみたいなことになると思うので、例えばそういった場での研修ですとか。高齢者の中にも性的マイノリティは必ずいるのだという認識をそういう場所の人たちが持つということはとても大事なことになるのではないかと思います。

【炭谷会長】 それでは、三井委員、お願いいたします。

【三井委員】 今聞いていまして、定禅寺さんが言っていることはいろいろ大切なこともありまして、大体「ああ、そうか」と納得することばかりでした。介護のことに対して1点、当事者である私がいろいろ考えてきたことは、やはり施設の中で同性介護ということではなくて、男性の方に重いからとかいう理由で介護されたりとか、いたずらされたりということを施設というところの中で経験してきている部分があるから、その人らしさの実現となったときに同性介護を推し進めてきている部分がありまして、やはり同性同士の介護を受けたいというしょうがいしゃの叫びということを長年やってきました。その中で、今いろいろあるうちの団体のほうにもいろいろな性の方が来たときに、1つ1つ話し合っとういうふうにするかということを決めていかなければいけないし、どういうふうにあって関わりを持ってもらうとか、やはり介護の問題となってくると、難しいものもあるなということが感じているところです。

【炭谷会長】 どうもご意見ありがとうございます。大変そのとおりの指摘だろうと思います。これも今後またいろいろと報告の中に生かしていければと思うようなご指摘だと思います。

それでは、事務局のほうから今回の議題の確認とお知らせがあれば、お願いをいたします。

【事務局】 この間、様々な分野の当事者の方や専門家の方にお話を頂いてきましたが、次回1月の会の分野別課題のテーマがまだ定まっておられません。もし皆様のほうからご意見がありましたら、事務局にメール等でご意見を頂ければと思います。炭谷会長とも協議した上で、次回1月の会までに調整がつかましたら、分野別課題の新たなテーマを行いたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

【炭谷会長】 それでは、次回のテーマは未定でございますので、もしぜひこれというテーマがあれば、事務局のほうにお知らせいただければありがたいと思います。それらを踏まえて私も考えさせていただきます。次回の日程は1月17日午後4時から国立市役所の委員会室で予定しております。

職員研修の報告と人権月間、今後のスケジュールについては、これは配付資料を御覧いただければよろしいですね。

【事務局】 人権月間2021の年明け1月のイベントをお配りしています。1月26日がサミットには炭谷会長にもご登壇いただき、この3か月間の様々な取組を総括していきたいと考えております。反対側のページになりますが、本日お話を頂きました定禅寺かゝるまさんの企画で、1月24日月曜日に夜6時から、「人権視点からのセクシュアル・マイノリティ」というテーマでイベントのほうを予定しております。それ以外にもLGBTQ、または女性の問題がこの1月には中心的にイベントが振られておりますので、ご関心ありますテーマについて、ぜひ皆様にも会場までお足を運んでいただければと思います。

またこの間、国立市の職員に対して研修を実施しております。先日12月16日、17日はソーシャルインクルージョン研修ということで、1年目から2年目の新人、または保育士や児童館の職員、学童の職員を対象にして、「いろとりどりの親子」という映画を観た上で、ソーシャルインクルージョン、アンコンシャスバイアス、無意識の偏見について考える研修を行いました。

また、昨日12月22日には生理の研修を行いました。これは市の幹部職員、市長をはじめ部長級、課長級、係長級を集めて女性の生理について男性を含めてしっかりと理解した上で、女性だけの問題ということではなく、皆さんで考えていくということをテーマに研修を行いました。来月1月にはLGBTQの研修ということを予定しております。こちらにも定禅寺さんにアドバイザーとして関わっていただく予定です。事務局からは以上です。

【炭谷会長】 ありがとうございます。それでは、本日はこれで審議を終わりたいと思います。皆さん、どうもありがとうございました。

— 了 —